

提出日 令和 年 月 日

技術基準確認チェックシート[リフォーム工事完了後](省エネルギー性)

申請者名

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、リフォーム工事を実施した部分について、次表の確認を行いました。

注) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところについて、チェック又は記入してください。また、リフォーム工事を実施した部分に関連しない項目については、斜線を引いてください。

基準の概要	確認項目	確認内容(※2)	リフォーム工事を実施した部分に関連する項目にチェック <input checked="" type="checkbox"/>	現場確認を実施した項目にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
5-2に定める一次エネルギー消費量等級に定める断熱等性能等級及び評価方法基準の第5の5-1に定める断熱等性能等級及び備考に適合していること。	躯体の断熱性能等	断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること。	<input type="checkbox"/>
		屋根又は天井の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。 (マンションについては、該当部位がある場合のみ対象)	<input type="checkbox"/>
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。 (マンションについては、該当部位がある場合のみ対象)	<input type="checkbox"/>
	開口部の断熱性能等	窓等の仕様	建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
	開口部の日射遮蔽措置	ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること。	<input type="checkbox"/>
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
	結露発生の防止対策	繊維系断熱材等を使用する場合	防湿層等が設置されていること(屋根・天井・壁及び床)。	<input type="checkbox"/>
		通気層の設置	断熱層の外気側に通気層が設置されていること。	<input type="checkbox"/>
		鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合	構造熱橋部に断熱補強がされていること。	<input type="checkbox"/>
	躯体、開口部における省エネ措置	通風の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		蓄熱の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		床下換気	(省エネ効果を考慮する場合) 床下空間を経由して外気を室内へ導入する換気方式が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
	設備機器の設置状況	暖冷房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		換気設備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		給湯設備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		照明設備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		エネルギー利用効率化設備	(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>

備考

※1 一戸建て等の住宅とは、一戸建て、連続建て、重ね建て又は地上階数2以下の共同建ての住宅をいいます。

※2 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。